

社会福祉法人 恵仁会

「居宅介護・重度訪問介護」

ホームヘルパーステーション鹿屋長寿園 利用契約書

◇◆ 目 次 ◆◇

第1章 総則	第6章 その他
第1条 契約の目的	第16条 苦情処理
第2条 契約期間	第17条 虐待防止の推進
第3条 介護計画及び契約支給量の 決定・変更	第18条 感染症発生時及び非常災害時の対応
第4条 サービス内容	第19条 協議事項
	第20条 裁判管轄
第2章 料金	
第5条 契約者負担額及び実費負担額	
第6条 利用の追加、中止、変更	
第3章 事業者の義務	
第7条 事業者の基本的義務	
第8条 事業者の具体的義務	
第4章 身元保証人	
第9条 身元保証人	
第4章 事故、損害賠償（事業者の義務違反）	
第10条 事故発生時の対応	
第11条 損害賠償責任	
第12条 損害賠償がなされない場合	
第13条 事業者の責任によらない事由による サービスの実施不能	
第5章 契約の終了	
第14条 契約の解約及び終了	
第15条 精算	

ご契約者様氏名： _____ 様

第一章 総則

第1条（契約の目的）

本契約は、「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」とするとともに、「地域生活支援事業」による支援を含めた総合的な支援を行うことを目的とした障害者総合支援法に基づく「居宅介護」及び「重度訪問介護」を適切に提供する事を定めます。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の障害福祉サービス受給者証の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（介護計画及び契約支給量の決定・変更）

事業者は、契約者の受給者証に記載された「居宅介護」及び「重度訪問介護」の支給量を踏まえ、契約者に関わる会議等に参加し、契約者の意向・課題を把握したうえで、「居宅介護計画」及び「重度訪問介護計画」を作成します。この計画は、事業者が契約者及びその家族に対して説明し、同意を得たうえで決定することとし、その写しを契約者に交付します。契約者はいつでも「居宅介護計画」及び「重度訪問介護計画」についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができます。

2 事業者は、前項の「居宅介護計画」及び「重度訪問介護計画」に基づき契約支給量を定め、契約者の受給者証に記載します。

3 契約者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

第4条（サービス内容）

事業者は、その指揮命令のもとに、「居宅介護」及び「重度訪問介護」従業者（以下、「ホームヘルパー」という。）を契約者の居宅等に訪問させ、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護（重度訪問介護のみ）並びに生活等に関する相談及び助言等のうちから前条に定める「居宅介護計画」及び「重度訪問介護計画」に基づいて適切なサービス提供に努めます。

第二章 料金

第5条（契約者負担額及び実費負担額）

契約者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の契約者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者に支払います。障害者総合支援法に基づく介護給付費は、事業者が市町村から代理して受領します。

- 2 前項の契約者負担額及び実費負担額は、1 カ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月末日までに支払います。

第6条（利用の追加、中止、変更）

契約者は、利用期日前において、「居宅介護」及び「重度訪問介護」の利用を中止又は変更、若しくは、新たなサービス利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。この場合には、サービス実施日の前日午後5時30分までに事業者申し出るものとします。

- 2 契約者が、サービス実施日の前日午後5時30分以後に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し、契約者の体調不良等やむをえない事由がある場合は、取消料はいただきません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、利用希望日の利用状況等により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、利用可能な日時を契約者に提示し協議いたします。
- 4 契約者が入院された場合、退院後以前利用されていた曜日、時間では利用できない場合があります。又当時派遣していたヘルパーが引き続き入れるとは限りません。

第三章 事業者の義務

第7条（事業者の基本的義務）

事業者は、契約者に対し、居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要なサービスを適切に行います。

- 2 事業者は、契約者の意思と人格を尊重し、常に契約者の立場にたって、サービスを提供します。

第8条（事業者の具体的義務）

（安全配慮義務） 事業者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

- 2 （説明義務） 事業者は、本契約に基づく内容について、契約者の質問等に対して適切に説明します。
- 3 （守秘義務） ① 事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。② 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。③ 前項にかかわらず、契約者に係る他の関係事業者等との連携を図るなど、正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得たうえで、契約者又はその家族等の個人情報を用いることが出来るものとします。
- 4 （訪問介護員の禁止行為） 訪問介護員は、契約者に対する介護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

一 医療行為

- 二 契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
 - 三 契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
 - 四 飲酒及び契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
 - 五 契約者もしくはその家族等に対しての宗教活動、政治活動、営利活動
 - 六 その他契約者もしくはその家族等に対する迷惑行為
- 4 (身体拘束の禁止) 事業者は、契約者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他、契約者の行動を制限する行為を行いません。
- 5 (記録保存整備義務) 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。事業者の窓口業務時間(午前8時30分～午後5時30分)に契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又は、その記録物を交付するものとします。ただし、記録物を交付する為には、個人情報に関する開示請求書の提出をして頂きます。尚、交付に関しては実費負担して頂きます。

第四章 身元保証人

第9条(身元保証人)

契約者は、身元保証人を定めるものとします。ただし、身元保証人を定めることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

- 2 前項の身元保証人は、契約者の事業者に対する債務について、契約者と連帯して履行の責を負うものとします。
- 3 前項の債務について身元保証人の負担は、利用料金の24ヶ月相当である極度額 100,000円 を限度とします。
- 4 身元保証人が負担する債務の元本は、本契約終了時に確定するものとします。
- 5 身元保証人から契約者の債務に関する請求があったときは、事業者は身元保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額に関する情報を提供します。
- 6 契約者に判断能力がない場合は、事業者は必要に応じて身元保証人へ生活上の意思決定の判断を確認します。
- 7 事業者は、契約者へのサービス提供において必要な場合には、身元保証人への連絡・協議等に努めるものとします。

第四章 事故、損害賠償(事業者の義務違反)

第10条(事故発生時の対応)

事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

第11条(損害賠償責任)

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者

に生じた損害について賠償する責任を負います。第8条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることが出来るものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第12条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第13条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することは出来ないものとします。

第五章 契約の終了

第14条（契約の解約及び終了）

- 一 契約者は、事業者に対して1週間の予告期間において、本契約を解約することができます。但し、契約者の病変及び急な入院等やむを得ない事由が生じた場合は予告期間が1週間以内の通知でも、本契約を解約することができます。
- 二 次の事由に該当した場合は、契約者は本契約を解約することができます。
 - 1 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - 2 事業者が守秘義務に反した場合
 - 3 事業者が契約者や家族等に対して社会通念を逸脱すると認められる行為を行った場合
 - 4 事業者が破産した場合
- 三 事業者は、やむを得ない事由が生じた場合、契約者に対して1ヶ月の予告期間において本契約の解約に関する協議を設けることとします。
- 四 次の事由に該当した場合は、協議をもって本契約を解約させて頂く場合があります。
 - 1 契約者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
 - 2 契約者が入院、施設等への入所等により1ヶ月をこえた場合

- 3 契約者及び身元引受人がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、催促にもかかわらず10日以上これが支払われない場合

五 次の事由に該当した場合は、事業所は直ちに本契約解約終了致します。

- 1 契約者又は、その家族が事業者やサービス従業者、他の契約者に対して、本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合

- 2 契約者やその家族が他の契約者や職員に対して威嚇行為や危害を加えた場合

- ・暴力又は乱暴な言動、無理な要求（物を投げつける、刃物をむける等）
- ・セクシュアルハラスメント（体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動等）
- ・その他（個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為等）

六 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。

- 1 契約者が1ヶ月以上の入所等の在宅復帰が困難な場合

- 2 契約者の障害支援区分が非該当の場合

- 3 契約者が死亡もしくは受給者証を喪失した場合

契約者は、以上の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

第15条（精算）

本契約が終了した場合において、契約者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第六章 その他

第16条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第17条（虐待防止の推進）

契約者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生及び再発を防止する為の委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることとします。

第18条（感染症等発生時及び非常災害時の対応）

感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みの観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等、また、感染症や災害が発生した場合は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を定めることとします。

第19条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法

その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

第20条（裁判管轄）

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は契約者及び事業者は、事業所の居住地を管轄する裁判所を第一裁判所とすることを予め合意します。

附則

- この利用契約書は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
- この利用契約書は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
- この利用契約書は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
- この利用契約書は、平成 21 年 8 月 1 日より施行する。
- この利用契約書は、平成 23 年 2 月 1 日より施行する。
- この利用契約書は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
- この利用契約書は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
- この利用契約書は、平成 25 年 10 月 1 日より施行する。
- この利用契約書は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
- この利用契約書は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- この利用契約書は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- この利用契約書は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- この利用契約書は、令和 元年 5 月 1 日より施行する。
- この利用契約書は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
- この利用契約書は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
- この利用契約書は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
- この利用契約書は、令和 5 年 11 月 1 日より施行する。

